条約

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第一号

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府（以下「両当事国政府」という。）は、

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における後方支援の分野で提供される物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、次に掲げる活動に必要な物品又は役務の日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの当事国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの当事国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。

第二条

1　いずれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍により実施される前条1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この条の規定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備及び空港・港湾業務

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はオーストラリア国防軍による武器又は弾薬の提供が含まれるものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づく物品の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　受領当事国政府は、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、bの規定の適用を妨げるものではない。

b　提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、cの規定の適用を妨げるものではない。

c　受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合は、受領当事国政府は、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

2　この協定に基づく役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

3　いずれの当事国政府も、それぞれの国の法律が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国税を課さない。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1c及び2の規定に従って償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。

第六条

1　この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。

2　両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3　この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

4　両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。

5　4の規定に従って紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、3の規定に従って解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する六箇月以上前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。